

10年間  
助成します！

# 新宿区の残存家財の 整理費等の保険料助成使えます

区内へのお引越しのに伴い火災(家財)保険に加入する際は、保険内容※によって新宿区の助成金をご利用いただけます。

契約後に申請可能ですので、是非ご利用ください。

※残存家財の整理費用等を補償する内容を含む場合

## ○助成対象となる世帯

区内の民間賃貸住宅に新規入居する 60 歳以上の単身世帯

## ○助成限度額と助成期間

年額上限 6,000 円で最長 10 年間

## ○申請期限

火災保険の契約締結日から 1 年以内に申請してください

**助成金の申請を検討される方は裏面を記載のうえ、本日中に不動産店へ本紙をお渡しください。  
後日、区役所から案内を送付します。**

## ○問い合わせ

新宿区都市計画部住宅課居住支援係  
新宿区歌舞伎町 1-4-1

TEL 03-5273-3567 FAX 03-3204-2386  
新宿区役所本庁舎 7 階 15 番窓口



Fax 送信先 03-3204-2386  
新宿区都市計画部住宅課居住支援係あて

## 火災保険料の残存家財整理費用部分の助成の仮申し込み用紙

お申込みされる  
方の氏名

※印鑑不要

転居先の住所（申請書類の郵送先）及び入居予定日

〒

住所 新宿区

部屋番号

入居予定日 年 月 日

連絡先（電話番号）

( )

取扱い不動産店（スタンプも可）

店名

連絡先

### （参考）助成手続きの流れ

ステップ1 （ご契約の当日 不動産店にて）

この用紙に必要事項を記入の上、不動産店から区役所へFAXしてもらってください。

※不動産店での助成金手続きはこれだけです。後は入居者様と区役所の手続きになります。

※保険の契約書と領収書は大切に保管してください。助成金手続きに必要です。



ステップ2 （契約から1年以内）

FAX送信から1か月程度で、区役所から助成金の申込書を送ります。記入及び必要な添付書類を同封の上、区役所へ郵送してください。



ステップ3

申込書類を区が審査の上、請求書をご自宅に送りますので、必要事項を記入の上、区へ返送してください。



助成金のお支払い（区役所→入居者様）